

第六十三回国 参議院 文教委員会 會議録 第九号

昭和四十五年四月十四日(火曜日)

午前十時二十一分開会

事務局側

常任委員会専門 渡辺 猛君

委員の異動

四月八日

辞任 大松 博文君

補欠選任 渡辺一太郎君

四月十日

辞任 渡辺一太郎君

補欠選任 大松 博文君

四月十三日

辞任 土屋 義彦君

補欠選任 鋼木 亨弘君

出席者は左のとおり。

委員長 楠 正俊君
理事 田村 賢作君
杉原 一雄君
安永 英雄君

委員

國務大臣

文部 大臣

政府委員

文部政務次官

文部大臣官房長

文化庁長官

文化庁次長

坂田 道太君

西岡 武夫君

安嶋 彌君

今日出海君

安達 健二君

事務局側

常任委員会専門 渡辺 猛君

本日の會議に付した案件

○著作權法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(楠正俊君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
昨十三日、土屋義彦君が委員を辞任され、その補欠として鋼木亨弘君が委員に選任されました。

○委員長(楠正俊君) 著作權法案を議題といたします。
政府から提案理由の説明を聴取いたします。坂田文部大臣。

○國務大臣(坂田道太君) 今回政府から提出いたしました著作權法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法案は、明治三十二年に制定された著作權法の全部を改正するものであります。現行法は、制定以来数回の改正を経て現在に至っておりますが、その基本的な体系は、制定当時のままであり、今日の複製、録音等の複製手段並びに出版、放送等の伝達手段の目ざましい発達、普及に照らし、著作者の権利の保護に欠け、あるいは著作權の制限規定が実情に適しないなど不備な点が種々指摘されるに至っております。

一方、著作權の國際的保護条約であるベルヌ条約は、第二次大戰後昭和二十三年にブラッセルで、また昭和四十二年七月にストックホルムで改正されており、また、昭和三十六年には、実演家、

レコード製作者及び放送事業者の國際的保護を目的としたいわゆる隣接權条約が成立いたしました。このような國際的事情を背景に、歐洲諸国においては戦後次々に國內法の全面改正を行ない、近代的な著作權制度を整備されるに至っております。しかるに、わが国の現行制度は、昭和三年にローマで改正されたベルヌ条約の基準にとどまり、國際的にも立ちおくれたものといわざるを得ないのであります。

このような事情にかんがみ、政府は、現行制度を抜本的に改善する方針のもとに、昭和三十七年文部省に著作權制度審議會を設け、制度改正についての諮問をいたしました。同審議會は、四年間にわたる慎重審議の結果、昭和四十四年四月に答申を行なったのであります。政府は、この答申に基づきこのたびの成案を得たのであります。この間試案を公表して権利者、使用者その他関係者の意見の聴取を行なう等慎重を期してまいりました。

なお、昭和三十七年以降の改正作業中に保護期間の経過により、その権利が消滅する著作權者を救済するため、四回にわたり保護期間の暫定延長の措置が講ぜられましたことは、御承知のとおりであります。

以上の経過によって明らかでありますように、この法案の趣旨とするところは、最近における著作權保護の國際的水準にのっとり、著作權等の権利の保護を厚くするとともに、著作物等の公正な利用に留意して著作權等について妥当な制限規定を整備し、もって文化の発展に寄与することにあります。

すなわち、著作權の権利の保護を厚くするため、その権利を著作人格權と著作權に大別してそれぞれの内容を明定いたしました。特に、従来からの懸案であったレコードを用いた音楽等の放

送、有線放送及び演奏について著作權を認めるといたしました。また、レコードによる演奏については、わが国におけるレコード使用の実情にかんがみ、当分の間、政令で定める営利事業において行なわれるものに限り、權利を認めるよう経過措置を講じております。また、著作權の原則的保護期間について、現行の著作者の死後三十八年までを國際的水準である死後五十年までに延長することといたしました。

次に、著作權の制限規定につきましては、今日の複製、録音等の複製手段の発達普及を考慮して、私的使用、図書館等における複製、教育目的のための使用、その他特に必要と認められる場合について著作權を制限し、著作物の公正な利用が確保されるよう措置いたしました。反面、利用の要件を厳密にし、また、教科用圖書に利用する場合等には公正な補償金を支払うべきものとするなど、著作權の權利を害しないように配慮をいたしました。

さらに、俳優、歌手等の実演家、レコード製作者及び放送事業者を保護するため、著作隣接權制度を創設することといたしました。すなわち、これらの者には、著作物の伝達を行なうものとして、著作權に準じた權利を認めることが必要かつ適切と考えられますので、昭和三十六年の隣接權条約の定めるところを参考としつつ、わが国の実情に適した保護を行なうこととするものであります。

その他、裁定による著作物利用の制度、著作物の登録制度、著作權に関する紛争処理のためのあつせん制度等について定め、また著作權等の侵害に対する罰則を整備する等、現行制度の全面的改善をはかっているものであります。

なお、若干の關係法律について、この法律の施行に伴い必要となる整理等の措置を講ずることと

いたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。なにとぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(補正俊君) 次いで補足説明を聴取いたします。安達文化庁次長。

○政府委員(安達健二君) ただいまの文部大臣の説明を補足して、法律案の内容について御説明申し上げます。

第一は、この法律の目的、用語の定義及び適用範囲を定めることについてであります。

この法律は、著作物並びに実演、レコード及び放送に關し著作物の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作物等の権利の保護をはかり、もつて文化の発展に寄与することを目的とすると規定し、この法律の目的が著作物等の権利の保護に重点をおき、あわせて著作物等の公正な利用を確保するための方法を講ずることにあることを明らかにしたのであります。

用語の定義におきましては、「複製」とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により著作物を複製することを含むこと、「美術的著作物」には、美術工芸品を含むこと、「映画の著作物」には、映画の効果に類似する視覚的または視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとして、固定されたテレビ著作物は映画とみなして取り扱うことなどを規定いたしました。また、「上演、演奏、口述」には、これらが録音物、録画物を再生して行なわれる場合を含むこととして、従来出所の明示を条件として自由利用が認められていたレコードを用いてする音楽等の演奏に著作権が及ぶことを明らかにしたのであります。

この法律の適用範囲につきましては、著作物に關しては、日本国民の著作物のほか最初に国内において発行された著作物等が、実演に關しては、国内において行なわれる実演等が、レコードに關

しては、最初に国内において音の固定が行なわれたレコード等が、また、放送に關しては、国内にある放送設備から行なわれる放送等が、それぞれこの法律の保護を受けるものと定めました。なお、実演に關しましては、当分の間外国人の実演家には、原則としてこの法律を適用しないことといたしております。

第二は、著作物の権利を定めることについてであります。

その一は、著作物についてその例示を類別して詳細に掲げるとともに、憲法その他の法令等その性質上この法律で定める権利の目的とすることが適当でないものを明定いたしました。

その二は、著作物について、著作者の推定に關する規定を設けるとともに、法人等の従業者が職務上作成する著作物で法人等の著作名義で公表されるものの著作者は、特約がない限り、その法人自体であるとして、法人等が著作となり得る場合を明らかにし、また、従来その取り扱いが明らかでなかった映画の著作物について、制作、監督等を担当した映画の全体的形成に創作的に寄与した者を著作者とする旨を定めたのであります。

その三は、著作物の権利の内容について、著作者は、何らの方式の履行を要せずして、著作物を創作したときから、著作者の人格的利益にかかるとして、著作物の経済的利用にかかるとして、著作権を享有することとして、著作者の人格利益と著作権に大別されることを明らかにいたしました。

著作者の人格的利益の保護について、現行法は、他人の著作物の著作者名を隠匿し、その題号、内容に改ざん変更を加えてはならないと規定しているにとどまるのに對し、この法律案では、私法上の権利として積極的に著作者人格権を規定いたしました。その内容としては、未公表著作物の公表を決定する権利、著作者名の表示のいかんを決定する権利及び著作物の改変を禁止して著作物の同一性を保持する権利を定め、さらに著作者の名誉・声望を害するような方法で著作物を利用

することをもまた著作者人格権を侵害することとなるものとするなど、著作者の人格的利益の保護に十全を期したのであります。

著作権については、複製権、上演・演奏権、放送・有線放送権、口述権、展示権、映画の著作物の上映・頒布権、翻訳・翻案権等を含むものとしてそれらの内容を明らかにするとともに、翻訳物、翻案物等の利用について原作となつた著作物の著作権が及ぶことを規定いたしました。

その四は、映画の著作物の帰属等について特例を設けました。映画の著作物の著作権につきましても、映画の著作物の多様性、映画の製作における映画製作者の寄与の大きいこと、映画の利用を容易ならしめるため、権利を集中させる必要があることなどの理由により、この法律案においては、ベルヌ条約や諸外国における立法例をも勘案し、かつわが国の映画製作の実態をも考慮して、通常の映画の著作物の著作権は、映画製作者に帰属するものといたしました。さらに、映画の著作物の著作権が映画製作者に帰属した場合に、著作者は、その公表に同意したものと推定する規定を設けて、著作者人格権の面でも、映画の著作物の特性に着目した措置を講じております。

なお、従来、囑託による肖像写真の著作権は、囑託者に属することとされていましたが、このような規定は設けないことといたしております。

その五は、著作物の公正な利用をはかるため、今日における複写、録音手段等の発達普及及び公共の利益との関係を考慮して、著作権の制限の規定を整備いたしました。

従来私的使用、引用、教科用図書等への掲載、時事問題に關する論議の転載、政治上の演説等の利用、営利を目的としない上演等及び裁判手続等における複製に關する規定を整備することと、新たに、図書館等における複製、学校教育番組の放送、学校その他の教育機関における複製、試験問題としての複製、点字による複製等、時事的事件の報道のための利用、放送事業者による一時的固定、美術の著作物等の原作品の所有者によ

る展示、公開の美術の著作物等の利用及び美術の著作物等の展示に伴うカタログ等による複製について規定を設けることといたしました。さらに、著作物を利用する場合にそれを翻訳しても利用することができる場合等について明定し、その他出所の明示、著作権の制限の規定によつて作成された複製物の目的外使用について規定いたしました。これらを規定するにあつては、著作権の制限による著作物の利用の要件を厳密にし、また、教科用図書等に掲載する場合には所定の補償金を支払うべきものとするなど、著作者の権利を害しないよう配慮いたしました。

なお、従来問題となつております適法に作成された録音物を用いてする著作物の興行及び放送については、さきにも申し述べましたように、著作権が制限されるたゞを廃止することとし、また、文芸學術の著作物の樂譜への充用等の規定は、設けないことといたしました。

その六は、保護期間について、著作物の原則的保護期間を著作者の生存期間及びその死後三十八年間から著作者の生存期間及びその死後五十年間に延長することといたしました。これに伴つて、無名、変名の著作物及び団体名義の著作物の保護期間は、公表後五十年間とし、映画の著作物については、公表後五十年間保護することといたしました。また、写真の著作物については、現在発行後十三年間であるのを公表後五十年間と大幅に延長することといたしました。なお、遺著の保護期間に關する現行の特例規定は存置しないこととし、さらに無名、変名の著作物に關し、その著作者の死後五十年を経過していると認められるものは保護しない旨を定めました。

その七は、著作者人格権及び著作権についてそれぞれ性質を考慮して規定を整備し、著作者人格権の一身專屬性、著作権の譲渡性その他について定めました。

その八は、裁定による著作物の利用について著作権者不明等の場合の著作物の利用及び当事者間で協議がとれない場合における著作物の放送

にかかる裁定に関する現行規定を整備いたしました。また、新たに、音楽の著作物を商業用レコードに録音することについて裁定の規定を設けました。これは、音楽の著作物についての録音権が長期間にわたり独占されることのないようにし、音楽の著作物の利用を容易にするためのものであります。さらに、これらの裁定の手続、補償金の供託手続等に関し、規定を整備いたしております。その九は、著作物にかかる登録について、従来の規定を整備するとともに、著作物の著作年月日登録の制度を廃止して、新たに著作物の第一公表年月日登録の制度を設けました。

第三は、出版権についてであります。

出版権に関しては、その存続期間の起算点について「出版権の設定後」を「最初の発行後」と改めたこと等若干の改善を行ないましたが、おおむね現行の出版権に関する規定を踏襲し、これを整備することにいたしました。

第四は、著作隣接権制度の創設についてであります。

わが国では、現在演奏歌唱及び録音物については、著作物として保護することをたてまえておりましたが、これらはその性質上著作物としての保護に及ばない点もあり、また、一九六一年に実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護に関する条約が成立したことを考慮して、著作物の利用に関連を有する実演家、レコード製作者及び放送事業者を保護するための著作隣接権制度を創設することとした次第であります。

実演家とは、演奏歌唱者のみならず、俳優、舞踊家等著作物を演じる者及び著作物を演じないがこれに類する芸術的な性質を有する行為、たとえば曲芸などを行なう者をいい、さらに演劇等の演出家及び音楽の指揮者を含むものとすることを明記いたしました。実演家は、実演の録音・録画、その録音物・録画物の複製及び実演の放送に関し、これらを許諾する等の権利を有し、また、商業用レコードが放送または音楽有線放送において使用される場合に二次使用料を請求する権利を有すること

となります。この二次使用料の請求権は、国内において実演を業とする者の相当数を構成員とする団体で特に指定するものがあるときは、その団体によってのみ行使できるものといたしました。

レコード製作者は、レコードを増製する権利を有し、及び商業用レコードが放送または音楽有線放送において使用される場合に二次使用料を請求する権利を有することとなります。二次使用料の請求権は、実演家の場合と同様に、国内において商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体で特に指定するものがあるときは、その団体によってのみ行使できるものといたしました。なお、実演家及びレコード製作者のレコードの二次使用料を請求できる範囲につきましては、これを広範に認める立法例もありますが、わが国の実態に照らし、放送及び音楽有線放送に限定することとしたしております。

放送事業者は、放送を録音・録画し、その録音物・録画物を増製する権利、放送を受信して再放送する権利及びテレビジョン放送を拡大装置を用いて公に伝達する権利を有することとなります。これら実演、レコード及び放送にかかる権利の保護期間については、それぞれ実演を行なわれたとき、レコードが作成されたときまたは放送が行なわれたときから二十年間これを保護することといたしました。その他、著作隣接権の制限、譲渡、消滅、行使、登録等に関しては、著作権に準じて取り扱う旨の規定を設けております。

第五は、著作権等に関する紛争処理のための制度を設けることについてであります。

著作権等に関する紛争について実情に即した簡易な解決をはかるため、あつせん制度を設けることとし、著作権紛争解決あつせん委員会を置くこととしました。

第六は、権利の侵害について定めることについてであります。

この点につきましては、特許法等の例にならい、著作権等の侵害の停止、予防のために必要な

措置の請求権について規定し、あるいは著作権等の侵害にかかる損害額の推定規定を設ける等この法律が認める権利の侵害に対する救済が有効に行なわれるようにいたしました。また、著作者の死後におけるその人格的利益を保全するため、著作者の遺族または著作者が遺言で指定した者が、死亡した著作者の人格的利益を害するような行為に対し、適切な措置を講ずることができるよう定められました。

第七は、罰則についてであります。

著作権の侵害につきましては、現行の二年以下の懲役または五万円以下の罰金を三年以下の懲役または三十万円以下の罰金に引き上げるとともに、著作人格権の侵害についても著作権侵害の場合と同一の刑罰を科することとするなど、罰則を整備いたしました。また、新たに、いわゆる商業用レコードの海賊版を防止するため、不正競争防止的な観点に立つてこの法律によって著作隣接権を認められないレコードの原盤の提供を受けて国内の業者が製作した商業用レコードを商業用レコードとして無断で複製した者は、一年以下の懲役または十万円以下の罰金に処するものとしたしました。このほか、罰則を実効あらしめるため、法人等の従業者の行為についての罰則規定を設けております。

次に、この法律の施行に伴う経過措置の主なものについて御説明申し上げます。

この法律は、従来の保護期間の暫定延長の措置をも考慮し、昭和四十六年一月一日から施行するものとしたしております。この法律は、著作物に関しは旧法による著作権が消滅しているもの以外すべての著作物に適用され、また、実演、レコード及び放送に関してはこの法律の施行後に行なわれた実演等にも適用されますが、従前の演奏歌唱及び録音物につきましては、旧法によるこれらの著作権の存続期間のうちこの法律の施行の日において残存する期間が、この法律の施行の日から二十年間かのいずれか短い期間、この法律の著作

隣接権の制度が適用されるものとしたしました。

次に、翻訳権につきましては、現行法におけるいわゆる翻訳権十年留保の制度は、世界の大勢や著作権保護の精神などから、これを廃止すべき段階にきているものと判断し、今般廃止することといたしました。ただし、急激な変動を避けるため、すでに翻訳権が消滅している著作物について適及適用しないこととするともに、この法律の施行前に発行されている著作物についてはこの制度の適用があるものとし、実質上この制度をなお十年間維持する等の経過措置を講ずることとしたしております。

また、適法に作成された録音物を用いてする音楽の著作物の演奏につきましては、さきに申し述べましたように現行法のとてまを改めることといたしておりますが、わが国におけるレコード使用の実情を考慮して、当分の間、音楽喫茶等政令で定める営利事業において行なわれるものに限り、権利を認めるよう経過措置を講ずることといたしました。

最後に、この法律の施行に伴う関係法律の整理等の内容を御説明申し上げます。

まず第一に、この法律において新たに実演家、レコード製作者及び放送事業者の権利として著作隣接権を定めることに伴い、文部省設置法、破産法、関税法、相続税法及び放送法中の著作権に関する規定に著作隣接権に関するものを加えてこれを整備するとともに、この法律において著作隣接権に関する登録の制度を設けることに伴い、登録免許税法において著作隣接権の登録にかかる税率を定めております。

第二に、日本国との平和条約第十五条(c)の規定に基づき、保護期間に關し旧著作権法の特例を定めている連合国及び連合国民の著作権の特例に關する法律、及び万国著作権条約の実施に伴い、保護期間の相互主義、翻訳権の特例等を定めている万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に關する法律について、これらの特例をこの法律の特例とする必要がありますので、所要の改正を行な

ております。

その他、著作権に關する仲介業務に關する法律、学校教育法、教科書の発行に關する臨時措置法、文部省著作教科書の出版権等に關する法律及び登録免許税法の規定において、この法律の規定に照らし、用語の変更等所要の整備を行なつております。

以上、この法律案の内容について補足説明をいたしました次第であります。

○委員長(楠正俊君) 本案についての質疑は、次回に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十四時四十七分散会

四月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、大学基本法案(衆)

大学基本法案

大学基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 大学の教育課程(第四条)

第三章 大学の管理運営(第五条—第七條)

第四章 教授会等(第八条—第九條)

第五章 学生の地位(第十条—第十三條)

第六章 大学法人(第十四條)

第七章 大学院大学及び短期大学(第十五條—第十七條)

附 則

わが国の大学は、従来は、国民生活の水準が低い時代を背景として、少数の知的エリートの教育に重点を置いてきたが、もはや、少数の知的エリートが社会を指導する時代は過ぎた。今や、技術革新に伴う豊かな社会を展望し、国民大衆が物

心ともに充実した生活を営む社会を実現するためには、国民大衆が平等の立場に立つて、政治、経済、文化等あらゆる面に参加し、協力すべき時代が到来した。

われらは、ここに、旧来の大学の理念を超越し、新たに、広く社会にひらかれ、大多數の国民大衆に高等の教育を授ける大学を創設しなければならぬ。更に、新しい時代においては高度の専門的知識及び技術が強く要請されていることにこたえるため、専門の学芸を深く研究することともに、教育意欲にあふれ高い使命感を有する大学の教育者を養成する大学を創設する必要がある。

国は、社会におけるこのような大学の特殊な使命を認識し、これに協力することともに、学問の自由及び大学の自治を尊重すべき責務を有する。大学は、その使命と責任の重要性を自覚し、自ら学内の秩序を維持しつつ、その閉鎖性から脱却して、社会の進展に貢献するように努めなければならない。

ここに、大学のあるべき姿について基本的な指針を明らかにするため、この法律を制定する。

第一章 総則

(大学の目的)

第一条 大学は、一般教育、専門教育及び体育を通じて、広く国民に高等の教育を授け、社会に奉仕することを喜び充実した生活を営む意欲にみちた人間を形成することを目的とする。

(大学の責務)

第二条 大学は、常に大学の社会的使命を自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 大学の自治は、学問の自由のために大学に与えられるものであつて、その本旨に反してこれを濫用してはならない。

(国等の責務)

第三条 国は、学問の自由及び大学の自治を尊重し、大学の使命の達成のため財政上その他の必要な援助をしなければならない。

2 地方公共団体及び国民は、学問の自由及び大

学の自治を尊重し、大学の使命の達成に協力しなければならない。

第二章 大学の教育課程

(大学の教育課程)

第四条 大学の教育課程は、一般教育科目、専門教育科目及び体育科目並びに芸術科目及び芸術科目によつて構成するものとする。

2 芸術科目及び芸術科目は、選択科目とし、これらの科目のいずれかを履修しなければならないものとする。

3 一般教育科目は、専門教育科目の履修への準備ではなく、専門教育科目を高次の立場から判断し総合する能力を養うことを目的とし、全修業年限を通じて履修させるものとする。

4 専門教育科目は、専門的に分化された学芸を教授することにより、創造的能力を開発することを目的とする。

5 体育科目は、学生の体位の向上を図るとともに、団体訓練を通じて、規律を守り、及び社会規範に服従する精神を養うことを目的とする。

6 芸術科目及び芸術科目は、学生の健全な情操を養うことを目的とする。

第三章 大学の管理運営

(大学の管理運営)

第五条 大学に、理事会を置く。

2 大学の管理運営は、理事会の決定するところにより、学長がこれを行なう。

3 理事会は、大学の管理運営について、事項を指定して、学長に専断させることができる。

4 理事は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 学長

二 教授等(教授、助教授、講師(常時勤務の者に限る。))及び助手をいう。以下同じ。を代表する者

三 職員を代表する者

四 卒業生を代表する者

五 社会を代表する者(言論界、労働界、財界、芸術界等を代表する者をいう。)

(学長)

第六条 大学に、学長を置く。

2 学長は、大学を代表し、大学の管理運営につき、責任を負ふものとする。

3 学長の補佐機関として、副学長その他の機関を置く。

(学長の選挙)

第七条 学長は、次に掲げる者によつて選挙される。

一 理事

二 教授等を代表する者

三 職員を代表する者

四 学生を代表する者

2 前項第二号から第四号までに掲げる代表者の数は、それぞれ、理事の数と均等とする。

3 学長候補者は、選挙委員会が決定するものとし、その数は、複數とするものとする。

4 前項の選挙委員会は、第一項各号に掲げる者が当該各号に掲げる者ごとに、それぞれ、選出した一名ずつの委員をもつて組織する。

第四章 教授会等

(教授会)

第八条 大学に、教授会を置く。

2 教授会は、教授及び助教授をもつて組織し、講師(常時勤務の者に限る。)等を加えることができる。

3 教授会は、理事会の権限に属する事項を除き、教育に關する重要事項を審議する。

(職員)

第九条 大学に、教授等のほか、必要な職員を置く。

2 職員は、大学の構成員たる自覚の下に、その職務に従事しなければならない。

第五章 学生の地位

(学生の地位)

第十条 学生は、本来学ぶ者として、大学において教育を受ける権利を有するとともに、その規律に従う義務を負ふものとする。

(構成員)

第十一条 学生は、教授等及び職員とともに、大学の構成員とする。

(学生協議会)

第十二条 大学に、学生を代表し、学生の意思決定を行なう自治機関として、学生協議会を置く。

2 学生協議会は、民主的原則に基づいて組織され、運営されなければならない。

3 学生協議会は、大学の管理運営、教育課程、教授等及び職員の人事その他大学に関する一切の事項に關し、学長に対し意見を述べることが出来る。

4 学生協議会は、理事会の定めるところにより、学生の福利厚生施設の管理運営を行なう。

5 前各項の規定は、学生が学内においてクラブ活動その他の自治活動を行なう自由を拘束するものではない。

(学生としての地位の自覚等)

第十三条 学生は、学生としての地位を深く自覚し、相互に、その地位を保障するように努めなければならない。

2 学生は、学生たるのゆえをもつて、社会における法令による規制を免れるものではない。

3 学生は、大学の規律に違反し、又は法令の規定に違反したときは、別に定めるところにより、懲戒を受けるものとする。

第六章 大学法人

(大学法人)

第十四条 大学は、別に法律で定めるところにより、大学法人のみが設置することができる。

2 大学法人は、公共的性格を有する法人とする。

第七章 大学院大学及び短期大学

(大学院大学)

第十五条 第一条の目的を有する大学のほか、別に、大学院大学を設ける。

2 大学院大学は、高度の専門的知識及び技術を教授し、専門の学芸を深く研究し、かつ、教育意欲にあふれ高い使命感を有する大学の教育者を養成することを目的とする。

3 大学院大学には、研究部及び教育部を置く。

4 大学院大学に入学することのできる者は、第一条の目的を有する大学を卒業した者又は監督庁の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(短期大学)

第十六条 第一条の目的を有する大学及び前条に規定する大学院大学のほか、短期大学を設ける。

2 短期大学は、広く国民に高等の教育を授け、職業又は実生活に必要な能力を育成すること主たる目的とする。

(適用規定)

第十七条 この法律の規定(第一条及び第二章の規定を除く)は、大学院大学及び短期大学についても適用する。

附 則

1 この法律の施行期日は、別に法律で定める。

2 この法律の施行に關し必要な関係法律の整理及び経過措置その他の事項は、別に法律で定める。

四月十日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月二十七日)
一、著作權法案

四月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、著作權法案

四月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、山村へき地の医療保健対策強化のため医科

大学の施設等に關する請願(第一四七三三)

(第一四七六六)(第一四八五五)(第一五〇九

号)(第一五〇六六)(第一五六一一)(第一五六

七号)(第一六〇六六)(第一六〇七号)(第一六

〇八号)(第一六三一一)(第一六七四四)(第一

六八三三)(第一六八八八)

一、人口急増地域における義務教育施設整備に

對する特別措置に關する請願(第一六〇九号)

一、女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に

關する請願(第一六二四号)(第一六六八八)

(第一六七五五)

一、靖国神社国家管理の立法化反對に關する請

願(第一六五四四)(第一六九八八)

一、山村へき地並びに離島の医療対策として国

公立医学専門学校の設置に關する請願(第一

六六一一)(第一六八四四)

一、私立学校助成策の拡充強化に關する請願

(第一六八一)

第一四七三三 昭和四十五年三月二十八日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の

施設等に關する請願

請願者 石川県石川郡尾口村女原ノ一八

ノ一 佐藤忠吾外二十六名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一四七六六 昭和四十五年三月二十八日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の

施設等に關する請願

請願者 北海道上川郡上川町本町二上川町

長 野田晴男外二十七名

紹介議員 河口 陽一君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

一三三 英原喜重郎外二十六名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一五〇九号 昭和四十五年三月三十日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の

施設等に關する請願

請願者 青森県下北郡佐井村大字佐井字古

佐井九三 渡辺幸定外十七名

紹介議員 津島 文治君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一五六〇号 昭和四十五年三月三十日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の

施設等に關する請願

請願者 兵庫県六甲郡山崎町鹿沢七八ノ七

山崎町長 井口光司外二十七名

紹介議員 山内 一郎君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一五六一号 昭和四十五年三月三十日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の

施設等に關する請願

請願者 高知県安芸郡馬路村大字馬路二、

二一五 小松千歳外二十六名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第一五六七号 昭和四十五年三月三十日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の

施設等に關する請願

請願者 長野県南佐久郡南牧村板橋七四八

ノ六南牧村長 吉沢宏治外二十六

名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二三九五号と同じである。

第一六〇六号 昭和四十五年三月三十一日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 岩手県気仙郡住田町世田米字大崎 三四 泉田豊外二十六名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第二三九五号と同じである。

第一六〇七号 昭和四十五年三月三十一日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 愛媛県北宇和郡松野町富岡 吉岡 圭一外二十六名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第二三九五号と同じである。

第一六〇八号 昭和四十五年三月三十一日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 高知県香美郡物部村大橋一、六四 一 門脇元馬外二十七名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第二三九五号と同じである。

第一六三二号 昭和四十五年三月三十一日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 和歌山県海草郡美里町 小馬場俊彦外二十七名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第二三九五号と同じである。

第一六七四号 昭和四十五年四月二日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 石川県鳳至郡柳田村柳田村長 堀内博外二十六名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二三九五号と同じである。

第一六八三三号 昭和四十五年四月二日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願(一通)

請願者 奈良県吉野郡黒滝村黒滝村長 中田基治外四十五名

紹介議員 大森 久司君

この請願の趣旨は、第二三九五号と同じである。

第一六八八号 昭和四十五年四月二日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 岡山県吉野郡加茂町大字小中原一ノ二 三島淳男外二十七名

紹介議員 小枝 一雄君

この請願の趣旨は、第二三九五号と同じである。

第一六〇九号 昭和四十五年三月三十一日受理

人口急増地域における義務教育施設整備に対する特別措置に関する請願

請願者 神奈川県大和市鶴岡一ノ三二ノ一 大和市長 石井正雄

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一六二四号 昭和四十五年三月三十一日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願(一通)

請願者 島根県松江殿町八 石橋佐多子外五百四名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第一六六八号 昭和四十五年四月一日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 岐阜市白菊町六ノ三〇 杉山歌子 外三百五十八名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第一六七五号 昭和四十五年四月二日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 山梨県甲府市朝日二ノ一四ノ二二 津田百合子外三百三十六名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第一六五四号 昭和四十五年四月一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(一通)

請願者 山口県防府市東三田尻二丁目 山田武雄外四十七名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一六九八号 昭和四十五年四月二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(一通)

請願者 東京都足立区竹塚一ノ六ノ一一 一〇六 志村昌子外五十四名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第一六六号 昭和四十五年四月一日受理

山村へき地並びに離島の医療対策として国公立医学専門学校の設置に関する請願

請願者 兵庫県出石郡出石町出石町長 今井武夫外二十六名

紹介議員 青田源太郎君

山村へき地並びに離島の医療に従事する医師を養成するため国公立医学専門学校の設置されたい。

理由

山村へき地並びに離島において住民の医療需要をみたすための医師の招へいは、現在不可能であり、そのため山村へき地並びに離島の住民は国保の負担を課せられながら、差別的取扱いを余儀なくされている。急病の場合、交通不便もわきまとして診療を受けられず、そのため住民は非常に孤独感、恐怖感にまで追いこまれている。現在、大学出身の医師は月額税込み六十万、七十万という高額の給与を要求するのが普通の状態である。財政貧弱な町村にあつても生命を守る面からみれば、高額給与の医師を招へいする負担にたえることが当然であるがへき地並びに離島町村の財政は貧弱である。かかる点、現状は矛盾している。

第一六八四号 昭和四十五年四月二日受理

山村へき地並びに離島の医療対策として国公立医学専門学校の設置に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村黒滝村長 中田基治外二十五名

紹介議員 大森 久司君

この請願の趣旨は、第一六六一号と同じである。

第一六八一号 昭和四十五年四月二日受理

私立学校助成策の拡充強化に関する請願

請願者 福島市杉妻町一福島県議会議長 横井政吉

紹介議員 松平 勇雄君

私立学校の経営は生徒負担に依存する度合が大き

く、教育諸条件の整備はただちに父兄負担の増加を招来し、公私立学費負担の格差を大きくし、教育上切実な問題となつてゐるから、経営の安定、教育諸条件の向上及び父兄負担の軽減を図るため、すみやかに私立学校に対する助成策を拡充強化するなどの適切な措置を講ぜられたい。

第四号中正誤

ヘシ 段 行 誤

正

三 二 終わり
一四 国立を

国立と

シ 三 三 した

したい

六 一 三 現定

規定

第五号中正誤

ヘシ 段 行 誤

正

一〇 一 終わり
六 文理

分離

二 三 一四 あるが

あるか

一七 二 終わり
一三 三 センター

教育センター

昭和四十五年四月二十五日印刷

昭和四十五年四月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局